

青森県協同農業普及事業の実施に関する方針

平成27年11月

青 森 県

目 次

第 1 本県農業・農村の基本的方向と協同農業普及事業の位置づけ

- 1 本県農業・農村を取り巻く状況
- 2 本県農業・農村の基本的方向
- 3 本県の協同農業普及事業の位置づけ

第 2 普及指導活動の課題

- 1 意欲あふれる多様な経営体の育成と地域経営の確立
- 2 消費者・実需者ニーズに対応した優れた産品づくりによる産地の育成・強化
- 3 食の安全・安心の確保と持続可能な農業生産等に向けた取組強化
- 4 農山漁村地域の活性化に向けた取組強化

第 3 普及指導員の配置に関する事項

- 1 普及組織の体制
- 2 普及指導員の配置
- 3 農業革新支援専門員の設置
- 4 普及指導員の在任期間

第 4 普及指導員の資質の向上に関する事項

- 1 人材育成計画の策定
- 2 研修の実施
- 3 人事交流の促進

第 5 普及指導活動の方法に関する事項

- 1 普及指導活動の重点化
- 2 普及指導計画の作成及び評価
- 3 普及指導員の活動方法
- 4 調査研究活動及び研究会活動の実施
- 5 農業革新支援専門員の活動
- 6 公的機関が担うべき分野における取組の強化及び民間等との連携
- 7 市町村及び農業協同組合等との連携
- 8 試験研究及び教育等との連携
- 9 都道府県間の連携強化
- 10 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築
- 11 補助事業等施策の活用と提案
- 12 情報活動の強化
- 13 研修教育の充実強化

第 6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

- 1 農業者や施策のニーズに即した普及事業の推進
- 2 海外技術協力への対応

第1 本県農業・農村の基本的方向と協同農業普及事業の位置づけ

1 本県農業・農村を取り巻く状況

本県の食料自給率は、カロリーベースで全国第4位の118%（平成25年度概算値）で、国内有数の食料供給県となっており、米、野菜、果実、畜産物、水産物がバランス良く生産されていることが強みである。

平成16年度から、販売を重視した「攻めの農林水産業」を展開してきた結果、大手量販店との通常取引額が大幅に増加しているほか、全国的に農業産出額が減少傾向にある中であって、平成25年における本県の農業産出額は、10年連続東北第1位を堅持し、全国でも第8位に位置しており、平成14年を基準とした伸び率では全国トップクラスになるなど、着実に成果が現れてきている。

しかしながら、平成26年産米の価格が大幅に下落し、稲作経営や地域経済への影響は避けられない状況となっていることから、県では、「水田農業の再構築」を最重点課題として、ブランド米産地の育成や生産コストの低減、担い手への農地集積や6次産業化の推進、経営の複合化など、稲作農家の所得回復に努めている。

また、人口減少や少子・高齢化の急速な進行に伴い、農林漁業の担い手や労働力不足が顕著となっているほか、経済のグローバル化に伴う産地間競争の激化やICT（情報通信技術）の高度化、消費者の嗜好や物流の多様化、安全・安心志向の高まりなど、農林水産業を取り巻く環境はめまぐるしく変化している。

国においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」や「新たな食料・農業・農村基本計画」を策定し、生産調整や経営安定対策などの新たな農業・農村政策を打ち出したほか、TPP協定が大筋合意に至るなど、農政の大転換期を迎えている。

2 本県農業・農村の基本的方向

平成26年度からの第3期「攻めの農林水産業」推進基本方針については、これまでの10年間の成果・蓄積を生かした取組を発展・拡大しながら、以下の5つの施策を柱として、「消費者起点」、「販売重視」を基本とする地道な取組を継続するほか、人口減少社会に対応した「地域経営」の確立などに取り組み、情勢変化を先取りした柔軟な施策を展開していくこととしている。

<新たな「攻めの農林水産業」の施策>

- ① 信頼・人のつながりに支えられた「売れる仕組みづくり」
- ② 安全・安心で優れた青森県産品づくり
- ③ 連携・協働による「地域の6次産業化」の推進
- ④ 山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全
- ⑤ 未来を切り拓く多様な経営体の育成

3 本県の協同農業普及事業の位置づけ

- (1) 国では、これまで都道府県と協同して取り組んできた直接農業者に接して農業経営や農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導活動について継続するとともに、食と農業の再生に向けて、食料自給率の向上、農業・農村における新たな価値の創出、国民に対する安全な食料の安定供給等に関する取組を一層強化することとしている。
- (2) 本県の農業は、我が国の食料自給や安全・安心な食料の供給に大きく貢献しているほか、県民の「食といのち」を育むという面でも重要な役割を担っており、今後とも持続的な発展が必要である。
- (3) こうした背景を踏まえ、県は重要政策として位置づけている「攻めの農林水産業」の取組をさらに発展・拡大させ、農林水産業の「成長産業化」をキーワードに、農業・農村の6次産業化や「食」産業の充実強化、「地域経営」の確立等の政策課題や環境変化に対応していくため、人と地域を積極的に動かす「攻めの普及指導活動」を継続して展開していくこととしている。
- (4) 具体的には、「意欲あふれる多様な経営体の育成と地域経営の確立」や「消費者・実需者ニーズに対応した優れた産品づくりによる産地の育成・強化」、「農山漁村地域の活性化に向けた取組強化」などを普及指導活動の課題として、重点的に取り組んでいくこととする。
- (5) 推進体制については、農業普及振興室が県庁各課や地方独立行政法人青森県産業技術センター等と密接に連携し、生産技術指導から地域経営の確立までを結び付けた一貫支援や現場ニーズの施策への的確な反映等により、効果的かつ効率的な普及指導活動に努めていくものとする。
- (6) こうした普及指導活動の推進を通じて、農業者の所得向上、地域農業の振興、さらには農山漁村の活性化と地域経済の発展を図るものとする。
- (7) 協同農業普及事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）は、概ね5年間の普及事業の推進方向等に係る基本的考え方を示すものであるが、本県の実施方針については、「攻めの農林水産業」推進基本方針に基づき一体的な普及指導活動を展開するため、同基本方針の策定に合わせて見直す。

第2 普及指導活動の課題

国が「協同農業普及事業の運営に関する指針」で設定している課題と青森県「攻めの農林水産業」推進基本方針における重点施策を踏まえ、意欲あふれる多様な経営体の育成・確保と消費者視点を重視した産地づくりを重点的に進めるほか、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく施策を的確に行う上で必要な技術・経営指導を実施するため、次の事項を普及指導活動の課題とする。

1 意欲あふれる多様な経営体の育成と地域経営の確立

本県の農業・農村を支える意欲あふれる多様な担い手の育成や、地域発展の仕組みづくりを支援する。

- (1) 地域農業をリードする若手農業者の育成
- (2) 農業法人等への就業も含めた新規学卒就農者や新規参入者などの育成

- (3) 認定農業者や農業生産法人など経営感覚に優れた農業者等の育成
- (4) 集落営農組織等の法人化を進め、生産・販売力の強化や6次産業化、雇用の創出などによる地域経営の確立
- (5) 女性リーダーの育成及び家族経営協定の促進等による男女共同参画の推進
- (6) 起業活動に取り組む女性農業者の育成と企業化の促進

2 消費者・実需者ニーズに対応した優れた産品づくりによる産地の育成・強化

生産体制を強化し、消費者・実需者ニーズに対応した優れた産品づくりや「売れる仕組みづくり」を推進する。

- (1) 食料自給率の向上に向けた戦略作物（大豆、飼料用米等）の生産拡大と収益性の高い複合経営への転換促進
- (2) 「買ってもらえる産品づくり」を基本にした農畜産物等の生産とブランド産地の育成、顧客とのより良い信頼関係・人のつながりに支えられた産直施設、地元スーパー等との連携やインターネット直販など、流通・販売の強化
- (3) 資材費高騰や農業者の高齢化等に対応した低コスト化・省力化の推進
- (4) 夏季冷涼な気象など本県の特長・優位性を生かした新産地の育成
- (5) ICT（情報通信技術）を始め新技術の導入などによる農産物の品質向上や生産体制の再編、知的財産の活用等による産地力強化
- (6) 省エネルギー型のハウス栽培や地域の未利用資源を活用した「冬の農業」の拡大
- (7) 農業・農村の6次産業化による付加価値の高い産品づくりと販売促進支援の強化

3 食の安全・安心の確保と持続可能な農業生産等に向けた取組強化

食の安全・安心を確保し、消費者と生産者との信頼関係を深めるとともに、環境変動に対応した持続可能な生産体制づくりを強化する。

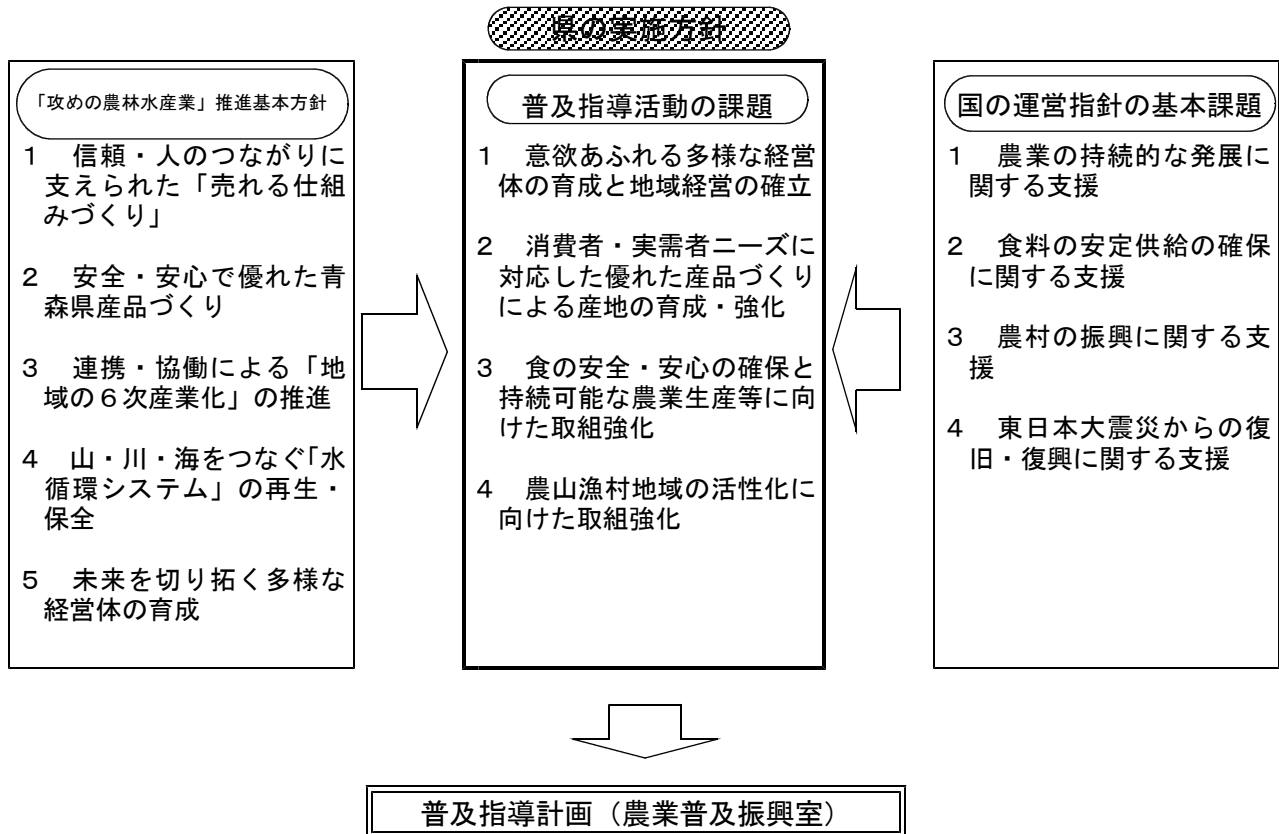
- (1) 安全・安心を支える「日本一健康な土づくり」やIPM（総合的病害虫・雑草管理）の実践等による有機・特別栽培など環境にやさしい農業の推進
- (2) GAP（農業生産工程管理）やトレーサビリティなど消費者の信頼を確保する生産活動の推進
- (3) 安全・安心な農産物の生産に向けた農薬の適正使用の推進
- (4) 地球温暖化や気象災害に対応した品種や品目、生産安定技術の導入
- (5) 食品表示の適正化などによる信頼性の確保

4 農山漁村地域の活性化に向けた取組強化

農山漁村の地域資源や人財などをフルに利用する「地域の6次産業化」の観点から、観光や教育、福祉分野など、多様な分野との連携・協働を強化することにより、農山漁村地域全体の収益力を高め、雇用の創出にもつなげていく。

- (1) 優れた食文化や伝統行事などの地域資源の再発見と情報発信
- (2) あおもりの魅力を生かした観光農業（あもりツーリズム）等の促進と受入態勢の整備

- (3) 顔の見える地産地消の推進
- (4) 農山漁村の多面的機能の維持・増進に向けた環境整備の推進
- (5) 農産物の安定生産に向けた鳥獣被害の防止
- (6) 農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化と遊休農地の有効利用など効率的な土地利用の推進
- (7) 観光・教育・福祉など多様な分野との連携・協働の推進



第3 普及指導員の配置に関する事項

1 普及組織の体制

(1) 農業普及振興室の設置

普及指導活動を機動的かつ効率的に推進するため、農林水産業の振興を担う県内6か所の地域県民局地域農林水産部（東青、中南、三八、西北、上北、下北）に、「農業普及振興室」（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するものをいう。以下同じ。）を設置するとともに、農業者などの利便性を考慮し、黒石市、三戸町、つがる市、三沢市の4か所に分室を配置する。

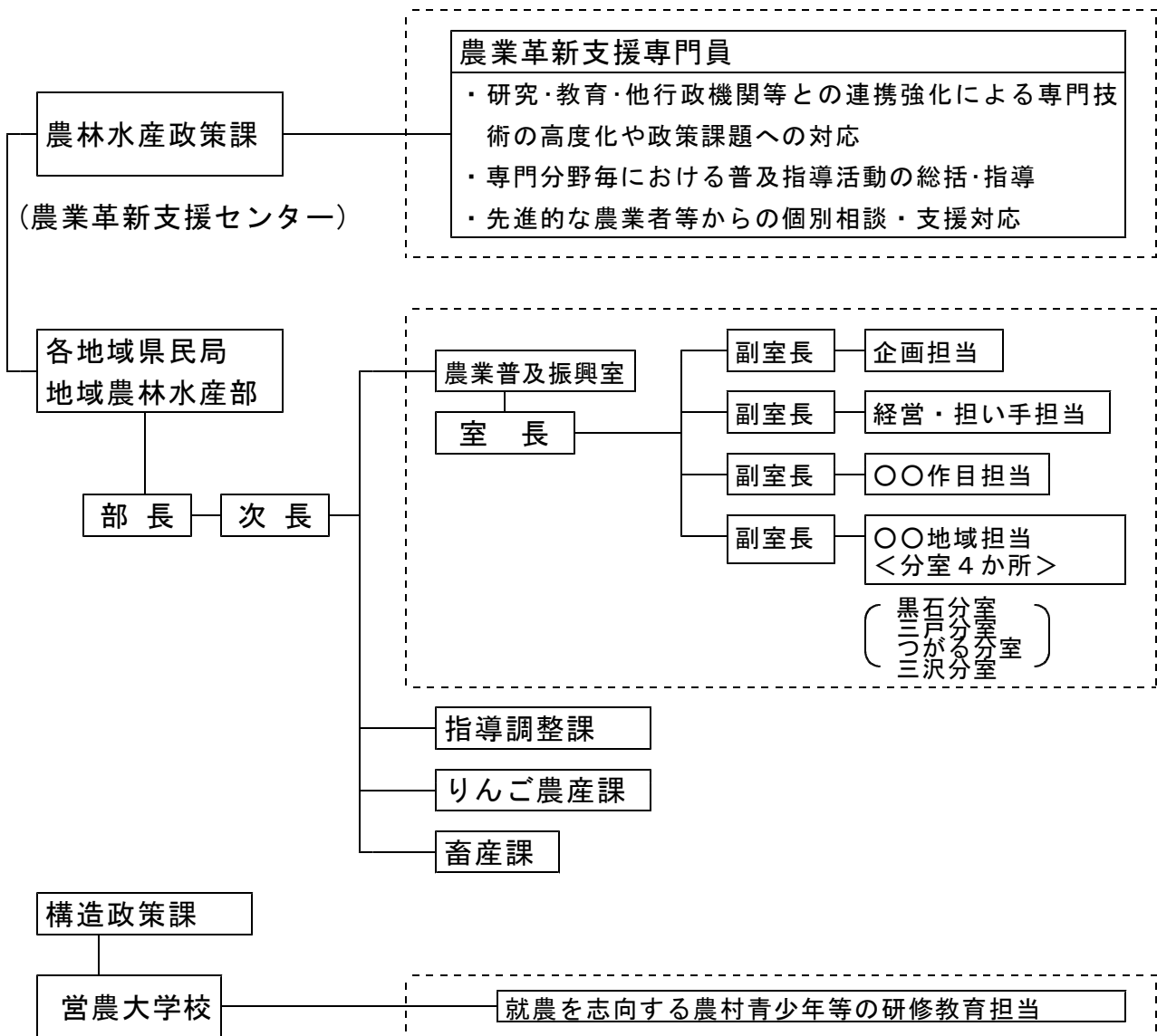
農業普及振興室では、業務（機能）担当制を基本とし、普及指導員が調査研究や普及指導活動により得た知見の集約、試験研究機関で開発された技術や、生産・経営力の強化に向けた支援制度等に関する情報収集を図りつつ、農業者のニーズに応じた高度な技術・経営指導、関係者の合意形成に基づいた地域農業の課題解決活動に取り組む。

(2) 農業革新支援センターの設置

農林水産政策課に農業革新支援専門員を配置し、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談を行う農業革新支援センターとして位置づける。農業革新支援センターでは、基本的に農業普及振興室で対応が困難な相談に適時・適切に対応するものとする。

<普及部門の組織体制>

----- ; 普及指導員の配置



2 普及指導員の配置

(1) 地域県民局地域農林水産部農業普及振興室に配置する普及指導員

地域農業の動向や課題に応じて、地域において必要とされる専門分野、経験年数及び年齢構成等を考慮して、適正配置に努める。

(2) 営農大学校に配置する普及指導員

農業者研修教育施設である営農大学校には、農業後継者の育成や栽培技術、経営管理、農業機械指導等にも精通した普及指導員を配置する。

(3) 普及指導員の計画的な養成・確保

新採用者等を農業普及振興室に配置し、普及指導員の監督の下に実践を通じて課題解決能力の向上を図るとともに、集合研修を通じて基礎的な知識、専門的な技術、普及活動手法を習得させるなど、普及指導員の計画的な養成・確保に努める。

3 農業革新支援専門員の設置

研究や教育、他行政機関等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応、普及指導活動の総括・指導、先進的な農業者等からの相談対応等の業務を担う農業革新支援専門員を農林水産政策課に配置する。

4 普及指導員の在任期間

普及指導員の在任期間は、農業者や地域との信頼関係を維持し、継続的な普及指導活動を行うことにより、地域農業の持続的な発展や農家の経営改善が十分に図られるよう、一定期間継続して従事できるよう配慮する。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 人材育成計画の策定

普及指導員の資質を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人材の育成と適切な配置を進めるために、農林水産政策課長が目指すべき人材像や求められる資質、人材育成に向けた取組方針等を内容とする人材育成計画を策定する。

2 研修の実施

(1) 研修の基本的考え方

人材育成計画に基づき、普及指導員に求められる高度・先進的な技術指導能力及び地域農業の課題解決能力を強化するため、国及び県段階の研修等を効果的に組み合わせ、普及指導員の資質向上を図るとともに、普及指導員等研修カードを整備し、常に農業者の高度で多様なニーズに応えうる普及指導員を体系的に育成することを目標とする。

(2) 研修の計画的な実施

普及指導員の資質向上を計画的に進めるため、農林水産政策課長が「普及指導員等研修実施計画」を定める。また、普及指導員個々の能力や研修に対するニーズを把握しながら、解決すべき課題等に応じて受講させることを基本とし、アンケート調査等による研修評価を反映させて研修計画の充実に努めるなど、効果的かつ効率的な研修体制を構築する。

(3) 研修の内容

①実践指導力の強化に関する研修

普及指導活動経験の少ない新任普及指導員等の実践指導力の向上を図るため、普及事業の概要及び農政課題、普及指導活動手法、専門分野に関する基礎的知識及び技術、農業経営の基礎的な知識等に関する研修を受講させるとともに、職場内でトレーナーを定めて実施するOJT研修を充実させる。

②専門指導力の強化に関する研修

専門分野を中心とした課題解決能力の向上に関する研修、マーケティング、経営管理等経営的視点を重視した指導能力の向上に関する研修並びに知的財産の創造、保護及び活用の支援に関する指導能力の向上に関する研修を実施する。

③総合指導力の強化に関する研修

農業・農村の6次産業化や「地域経営」の確立など総合的な課題解決能力の向上を図るため、普及指導方法の高度化等に関する研修を実施する。

④企画・運営能力の強化に関する研修

普及組織の総合力を発揮するための組織運営と活動強化、普及指導活動の企画調整・進行管理、普及指導員の養成と資質向上を効果的に進めるため、農業普及振興室長や農業革新支援専門員等に国で実施する研修を受講させる。

(4) 研修の方法

研修に当たっては、集合研修による講義や討議、演習、実習のほか、新任の普及指導員等に対するOJT、先進的な農業者や大学、試験研究機関、民間企業への派遣研修、eラーニング等を組み合わせて実施する。

3 人事交流の促進

高度・先進技術の指導や地域農業の課題解決能力を身につけるとともに、加工や流通販売、農政課題等、幅広い視点に立った普及指導が展開できるような普及指導員を育成する観点から、県庁関係課や教育、試験研究機関等との計画的な人事交流を積極的に実施し、総合的な指導力の維持、向上に努める。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導活動の重点化

普及指導活動の対象は、早期に普及指導活動の成果を確保し、その成果を迅速に地域に波及させる観点から、モデル的な役割が期待でき、改善意欲の高い集落、組織、経営体などに重点化する。

普及指導活動については、地域の特性に応じて、農業の技術革新に向けた取組を支援する活動並びに地域農業の技術及び経営に関する課題の解決を図る活動、重要課題解決のための体制づくりに重点化する。

2 普及指導計画の作成及び評価

(1) 普及指導計画の作成

普及指導計画は、「青森県協同農業普及事業の実施に関する方針」及び別に定める「普及指導計画及び普及指導活動評価書作成要領」に基づき作成する。

①地域農林水産部が策定する普及指導計画

地域農林水産部長は、管内における普及指導活動の課題を効果的かつ効率的に推進するため、協同農業普及事業において取り組むべき課題を設定するとともに、その課題解決を図るための普及指導計画を作成する。

②農業革新支援センターが策定する普及指導計画

農業革新支援センターは、複数の地域農林水産部にまたがるなど、重点的な取組が必要な重要課題等について、「重点プロジェクト計画」を作成する。

(2) 計画的な普及指導活動の実施

普及指導活動に当たっては、農業普及振興室長、副室長が中心となって、定期的に進捗状況の共有化や活動方法の検討を行うなど、十分な進行管理の下に計画的に実施する。

(3) 普及指導活動の評価

毎年度、成果目標の達成状況の確認を行い、目標未達の普及指導計画については、活動方法や活動体制の改善を図るものとする。

また、より一層農業者等のニーズに対応し、高い成果を創出する普及指導活動とするため、普及指導計画に定められた成果目標の達成状況及び普及指導活動の体制（組織体制や人員の動向、普及指導員の資質向上の取組等）について、外部評価を実施し、幅広く客観的な視点から評価を受け、その評価結果を踏まえて次年度以降の普及指導計画の改善を図る。

3 普及指導員の活動方法

普及指導員は、専門分野に関する高度な技術及び専門的知識を基に、組織的に普及指導活動を行うとともに、集団・集落のリーダーや地域の関係機関等と合意形成を図り、それぞれの役割分担を明確にして課題解決に当たるなど、地域におけるコーディネート力を発揮し、総合的に支援する。

4 調査研究活動及び研究会活動の実施

普及指導計画の目標達成や指導対象の課題解決を図るとともに、次年度以降の課題設定につなげるため、調査研究を行う。また、普及指導員の相互研鑽の場として専門項目毎の研究会活動を実施し、普及指導活動の高度化を図る。

5 農業革新支援専門員の活動

農林水産政策課に配置する農業革新支援専門員は、研究、教育及び他行政機関との連携、専門分野毎の普及指導活動の総括・指導、効果的・効率的な普及指導のための総合的な企画調整、普及指導員の資質向上、普及活動手法の開発、先進的農業者等に対する高度かつ専門的な個別相談に係る活動を行う。

6 公的機関が担うべき分野における取組の強化及び民間等との連携

- (1) 農業者に対する支援活動について、公的な立場である普及指導員が行うものと民間等（企業、試験研究機関、先進的な農業者等をいう。以下同じ。）が行うものを俯瞰しつつ、多様な関係機関による総合力の発揮により農業者に対する支援の充実強化を図る。
- (2) 公的機関が担うべき分野に係るものとして、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（地域農業における技術革新の推進、地域の合意形成支援、新規就農者に対する支援、女性農業者の活躍推進、地球温暖化対策、災害への対応、環境保全型農業の推進、農産物の安全の確保等）を実施する。
- (3) 公的機関が担うべき分野を中心として、普及指導計画の立案・実行や重点プロジェクト活動の展開を図ること等により、公的機関が担うべき分野の取組を強化するよう努める。
- (4) 農業者や地域農業の課題解決に向けて、民間等を含めた多様な機関が効果的に活動できるよう、公平性を確保しつつ、地域で農業者支援活動を展開する民

間等と情報交換の場を設けるよう努め、情報交換の場においては、普及組織が把握している情報のうち、農作物の生育情報や栽培管理に関する情報、最新の行政情報等、対外的に提供可能な情報を幅広く提供するとともに、民間等の活動についても情報提供を求める。

7 市町村及び農業協同組合等との連携

(1) 市町村、農業協同組合等との連携

普及指導計画と市町村や農業協同組合の地域農業振興計画等との整合性を図り、課題の共有化と役割分担の明確化に努める。

農業協同組合との連携に当たっては、「地域経営」を担う人財の育成など、連携を強化して取り組む事項を明確にするとともに、農協組合員を対象に定例的に開催する栽培講習会等については、農協営農指導員が主体的に実施するなど、役割分担を図る。

また、遊休農地の有効活用など農地の権利取得に関する普及指導活動に当たっては農業委員会や農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構との連携確保に努める。

(2) 各種協議会等の活用

① 農業改良普及推進協議会

地域農林水産部段階の市町村、農業協同組合等の関係機関・団体、地域の先進的農業者等で構成する「攻めの農林水産業」推進地方本部会議を農業改良普及推進協議会として位置づけ、普及指導活動の推進に関する事項について協議し、効果的・効率的な普及指導活動の改善に資する。

② その他協議会

認定農業者や集落営農組織等担い手の育成・確保が求められていることから、地域の「農業再生協議会」等の活動に参画しながら、担い手への技術・営農支援を集中的に実施する。

(3) 他産業に関する指導機関との連携

地域の多様な資源を活用し地域農業の振興を図る観点から、林業及び水産業に関する普及指導員、商工会議所等の農業以外の産業に関する指導機関との連携に努める。

8 試験研究及び教育等との連携

(1) 試験研究との連携

普及指導員は研究開発に企画段階から参画し、試験研究機関に対して現場の課題や技術について改善を要する点等を伝えることにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすと同時に、その成果を活かして農業現場における技術革新を推進することにより、地域の農業における課題について、技術面から解決を図るなど、試験研究機関と綿密な連携を図る。

(2) 教育との連携

農業普及振興室は営農大学校と密接に連携し、地域における学卒者や新規参入者の入校勧誘、在校中の現地実習の実施、卒業後の農業者の発展段階に応じ

た支援、就農希望者に対する研修への誘導等により、多様な農業を担うべき者の育成に努める。

(3) 農業に関する教育への協力

農業体験学習や食育等に取り組む教育機関、市町村、農業協同組合等に対して、情報提供、相談活動等の協力を行う。

(4) 大学との連携と産学官連携の強化

新技術の導入や地域資源を活用した新産業の創造等に係る普及指導活動に当たっては、大学との連携に努めるとともに、民間専門家を積極的に活用するなど、産学官連携を強化する。

(5) 専門家との連携

税務、会計・経理、労務管理、農産物加工、マーケティング、6次産業化、知的財産等については、普及指導員が専門家と農業者との橋渡し役となり、取組全体のコーディネートを行う。

特に、6次産業化に向けた普及指導活動に当たっては、6次産業化アドバイザー等との情報共有に努めるなど、適切な役割分担と密接な連携の下に取り組む。

また、新技術の現地組立実証、新規就農者の育成、農産物の加工・直売等については、普及指導員OB等を活用する。

9 都道府県間の連携の強化

鳥獣害対策や有機農業、地球温暖化対策など全国的な対応が必要な課題に対して、普及指導員の効果的な活動を確保するため、都道府県間の情報共有や技術協力を努める。

10 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

農業経営士やVIC・ウーマン等の先進的な農業者や地域リーダーとの意見・情報交換を密に図り、協働に努めることによりパートナーシップを構築する。

(1) 新規就農者の育成

普及指導員は、一般的・基礎的な栽培管理手法や農産物等の安全確保等のために必要な技術等を指導し、先進的な農業者は、経営・労務管理手法を含めた実践的な技術・経営指導を行うこと等により、新規就農者の育成を図る。

(2) 先進的な農業者が持つ技術の普及

普及指導員は、先進的な農業者自らが研鑽・試行錯誤の上で確立し、地域全体での活用を希望する有用技術について、地域に広めるための技術のマニュアル化・平準化を図ること等により、当該技術を地域全体に普及させる。

(3) 地域モデルの育成

普及指導員は、試験研究機関等が開発した革新的技術について、先進的な農業者の経営ほ場において実施する実証試験に参画して、より実用的な技術として改善・確立を図ること等により、他の農業者の参考となる地域の先進モデルを育成する。

11 補助事業等施策の活用と提案

(1) 施策の活用

技術の専門家集団である普及組織の機能を十分に生かしつつ、個別経営体の経営改善や地域農業の課題解決を支援していくため、補助事業や制度資金等の施策を普及指導活動の有効な手段として積極的に活用する。

(2) 施策の提案

現場のニーズに合わせた既存事業の改正や地域のニーズに応じた新規事業の創設といった施策提案機能を強化する。

12 情報活動の強化

(1) 普及活動により得られた現地実証技術や現地優良事例に加え、大学や県内外の試験研究機関で開発された高度・新技術情報及び普及情報ネットワーク（E K－S Y S T E M）を活用した技術・経営情報等、農業者の経営革新に必要な情報の集積に努める。

(2) 農業者や関係機関に対して、技術情報をはじめとする有益な情報を迅速かつ効率的に提供するため、アップルネット（青森県農業情報サービスネットワーク）やホームページ等を積極的に活用する。

(3) 知的財産権など保護が必要な情報については、関係例規に基づき情報の適切な管理に努め、意図しない情報流出に留意する。

13 研修教育の充実強化

営農大学校については、営農大学校機能強化アクションプログラムに基づき、大学との連携などにより農業・農村の6次産業化に対応した研修内容の充実強化を図るとともに、一般の農業者を対象として農業者の発展段階に応じた研修を拡充する。

また、就農意欲がある農村青少年等を育成するため、普及指導員及び営農大学校は、農業高等学校の生徒等に対する実践的な研修の機会の提供、学校農業クラブと農村青少年クラブ等との交流の促進等の支援を行う。

農村青少年クラブ員に対しては、自主的な研究活動等を支援することにより、地域をリードしていける農業者に育成する。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業者や施策のニーズに即した普及事業の推進

農業者や地域のニーズ、農業情勢の変化、農業政策の動向等に応じて、最も効果的・効率的な指導体制、普及活動手法で普及事業を推進するよう努める。

2 海外技術協力への対応

海外からの技術協力については、普及指導員の国際感覚の涵養等を図る観点から、海外の農業研修生受入、普及事業関係者との交流に協力するとともに、関係情報の収集・提供等に努める。